

保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等の見直しに係るFAQ（保護者向け）

令和4年9月14日時点

No.	質問	回答
1	なぜ濃厚接触者を特定しないことにしたのか。	社会機能及び経済活動を維持するとともに、神奈川県など他自治体における濃厚接触者を特定しない方法による感染対策の状況を踏まえ、保健所と協議の上、施設内に新型コロナウイルス感染者が確認された場合でも濃厚接触者の特定を行わず原則開所とすることとしました。
2	今後、感染者が発生しても濃厚接触者の特定は行わないのか。	保育所等を経路とする濃厚接触者の特定は行いません。しかし、同一世帯（同居家庭）内で感染者が発生した場合は、これまでと同様に、保健所等による濃厚接触者の特定が実施されます。
3	同一世帯内で感染者が発生し、濃厚接触者に特定された場合、登園（出勤）停止となる期間は何日間か。	特定された濃厚接触者の待機期間（登園（出勤）停止期間）は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間となります。なお、施設の職員については（検査確認者の管理のもと）2日目、3日目の抗原検査キットによる陰性が確認されれば3日目より出勤停止解除となります。ただし、いずれの場合も、7日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や感染対策を徹底してください。
4	乳幼児が濃厚接触者に特定され、抗原検査等を実施して陰性が確認された場合、登園停止期間は短縮できるのか。	厚生労働省によると、乳幼児への抗原検査等の実施は想定してないため登園停止期間短縮の適用は対象外であり、原則どおり5日間となります。
5	同一世帯内で感染者が発生し乳幼児（在園児）が濃厚接触者に特定された場合、どのように対応すればよいか。	同一世帯内で感染者が発生し、乳幼児（在園児）が濃厚接触者に特定された場合は登園停止となりますので、在園する施設に対して速やかに連絡をお願いします。 なお、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、保健所等による聞き取りがなくても、同一世帯内のすべての同居者は濃厚接触者となります。
6	神奈川県が実施する「自主療養届出制度」を活用した場合の取扱いはどうなるのか。	神奈川県が実施する「自主療養届出制度（抗原検査キットによるセルフテストや無料検査で陽性となった場合に、医療機関を利用せずに自宅で療養していただく制度）」を活用した場合も、医療機関等を受診し陽性となった場合と同様に、登園停止（保育料の還付対象）となりますので、在園する施設に対して速やかに連絡をお願いいたします。 なお、「自主療養届出制度」の活用が可能なのは、「2歳から39歳までの方」、「40歳から64歳までの重症化リスク因子（糖尿病、慢性呼吸器疾患など）がない方」、「妊娠していない方」となります。詳細は神奈川県ホームページを御確認ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html
7	今後、施設内に感染者が発生しても休園することはないのか。	これまで、濃厚接触者を特定するまでの間休園することがありましたが、今後は濃厚接触者を特定しないことから、在園児又は施設の職員に陽性者が判明しても、原則開所とします。ただし、施設内で感染が拡大し、職員が複数陽性になるなど、保育の提供が困難な場合に限り、市と施設が協議の上、一部又は全部休園とします（令和4年7月26日付け事務連絡の「2臨時休園の取扱いについて」は、上記の内容に読み替えてください。）。臨時休園期間中は、健康観察をしていただくとともに、再開にあたっては市と施設が協議の上、判断いたします。
8	これまでは濃厚接触者の特定を行い、施設内の消毒作業を実施していたが、濃厚接触者の特定をしないことに伴い消毒作業も実施しないのか。	感染拡大防止のため従来と同様に各施設では消毒作業を実施します。
9	濃厚接触者を特定しない場合、施設内の感染状況について保護者に情報提供されるのか。	個人情報の取扱いに配慮した上で、保育所等は可能な限り情報提供を行います。
10	施設内で陽性者が発生し、当該陽性者と接触していた疑いがある児童が登園を自粛した場合であっても、保育料の減額の対象とならないのか。	現時点で国は行動制限を設けていないため、本市において登園自粛要請を行う予定がないことから、国の考え方に基づき保育料も減額となりません（川崎認定保育園の登園自粛協力金も対象外です）。 なお、施設が独自に濃厚接触者（および準ずるもの）をお知らせすることや登園自粛要請を行うことはありません。
11	認定こども園の幼稚園部分を利用しており、園で陽性者が発生したが、自分の子どもが濃厚接触者と特定されていない場合でも、園から登園を控えるよう要請されることはありえるか。	園で陽性者が発生した場合、保健所で濃厚接触者の特定は行わないため、園児が陽性者となった場合や、同一世帯内で感染者が発生し園児が濃厚接触者と特定された場合等を除き、登園が可能となります。ただし、認定こども園の幼稚園部分を利用する保護者に対しては、個別の状況等を勘案し園の判断で、登園を控えてもらうよう、要請する場合があります。

保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等の見直しに係るFAQ（保護者向け）

令和4年9月14日時点

No.	質問	回答
12	療養期間は誰が判断するのか。	療養期間は、受診した医療機関により決定されるものです。神奈川県自主療養届出制度を利用する場合、受理された届出に記載の期間となります。
13	令和4年9月に厚生労働省により公表された「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて」は、保育所等に通う子どもも適用されるのか。	有症状患者の子どもの取扱いについて、基本的に、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に8日目から登園することを可能とします。 無症状患者の子どもの取扱いについて、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、引き続き7日間の待機となります。
14	8日目以降も休んだ場合、保育料は減額対象となるのか。	療養期間が保育料の減額対象となります。 (川崎認定保育園の登園自粛協力金も同様です)。
15	療養期間の変更に伴い、子どものマスクの取扱いは変わるのか。	2歳未満ではマスク着用は奨めておらず、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、子どものマスク着用を一律に求めないことに変わりありません。

※問い合わせ状況に応じてFAQは更新します。